

豊明市文化広場・体育施設・都市公園・勅使墓園指定管理公募型プロポーザル 質問回答書

No.	資料	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	募集要項	3	第2. 募集の概要 2 指定期間	モニタリングで優良だと認められた場合、非公募による延長（5年間）と記載されていますが、それは5年間のうち4年経過した期間の評価でよろしいのでしょうか。5年目も入るとすれば、どのようなのでしょうか。	制度の詳細については、現在設計を行っていますが、1-3年目のモニタリング評価が優良だった場合にさらに5年間の非公募による指定をする仕組みを想定しています。他指定管理施設にも本制度は導入しますので、各施設の優先交渉権者との交渉のなかで、より事業者にとってメリットのある制度を検討します。
2	募集要項	3, 4	第2. 募集の概要 3 施設の利用時間及び休日	要項に記載されている施設の利用時刻については、独自の時刻を提案し、優先交渉権後に協議するという考え方でよろしいでしょうか。	利用時刻については、独自の提案をいただき優先交渉権者との協議のうえ、変更することも可能です。より利用者増、市民サービスの向上、賑わいの創出につながる提案であれば市は積極的な規制緩和（例規改正や運用変更）を実施します。
3	募集要項	4	第2. 募集の概要 3 施設の利用時間及び休日	都市公園の休日について、落合公園及び西川公園のテニスコートは、年末年始を休業日とすると思いますが、豊明市都市公園条例施行規則を確認すると有料公園施設の休日は月曜日と年末年始となっております。豊明市都市公園条例施行規則の休業日も変更される予定でしょうか。	管理事務所（サテライト）は月曜日も開所されていることを前提としておりますので、落合公園及び西川公園のテニスコートにつきましては、月曜日も利用可能とする予定ですが、最終的には優先交渉権者と協議の上、決定します。なお、必要に応じて施行規則の改正も行います。
4	募集要項	5	第2. 募集の概要 4 豊明市指定管理者審査委員会の設置	豊明市指定管理者審査委員会の委員について役職や構成をご教示ください。	委員7名（内部委員3名、外部委員4名） 外部委員は、都市計画やスポーツに精通した大学教員、公認会計士、スポーツ団体代表を予定しています。 委嘱前となりますので、変更の可能性があります。
5	募集要項	7	第3. 提案する業務内容及び範囲等 2 自由提案枠	自由提案枠は指定管理料に含まない事業で、収支計画（収支予算書）に反映は不要という認識でよろしかったでしょうか。また、その場合、募集要項P16の指定管理者審査基準6「デイクャンプ場（バーベキュー場）を含めた自由提案枠の提案及び実現可能性について」の審査内容にある「収支計画」は何を指しますでしょうか。	自由提案枠については、収支等が提案によって大きく異なりますので、優先交渉権者との協議のうえ指定管理料への反映を検討します。 提案方法は任意ですが、バーベキュー場での収益及び維持管理運営費が分かる内容で提案してください。
6	募集要項	7	第3. 提案する業務内容及び範囲等 2 自由提案枠	自由提案枠の30,000千円は事業費総額の上限でしょうか。また、市負担上限10,000千円以外の費用について、補助金で賄えない部分は指定管理者が負担する必要があるのでしょうか。補助金が採択されない場合の提案変更、市の予算が成立しない場合の取扱い、整備物の所有権、減価償却、維持管理費及び指定期間終了時の原状回復義務をご教示ください。	自由提案枠については、市の一般財源で10,000千円としており、その他費用についてはすべて国県補助や交付税措置での補填を想定しており、指定管理者による負担は想定していません。ただし民間投資の提案を妨げる訳ではありません。提案の変更については審査の公平性に影響がない場合は柔軟に対応します。予算が成立しない場合は実施しませんが、民間ノウハウや知的財産には十分留意いたします。また、民間で整備したものがある場合は、民間所有となるため、現状回復または市へ譲渡のどちらかをご検討いただくことになります。維持管理運営等については事業収入及び指定管理料での対応をお願いします。
7	募集要項	7	第3. 提案する業務内容及び範囲等 2 自由提案枠	自由提案枠3000万円以内の必須提案について、審査上どの程度重視されるかご教示ください。	自由提案枠については、バーベキュー場の整備を必須とし、その実現可能性、収益性、利用者の増、賑わい創出、市民サービスの向上など総合的な審査を行います。市としても重視しており、民間ノウハウの活用を期待している点になります。なお、本提案の審査の比重については募集要項の審査基準をご確認ください。
8	募集要項	7	第3. 提案する業務内容及び範囲等 2 自由提案枠	自由提案枠について、提案上限額30,000千円に対し、市負担額上限が10,000千円とされています。上限額で提案した場合、差額20,000千円の負担区分についてご教示ください。	市負担額上限10,000千円、差額については国県補助等（交付税措置含む）での補填を行う想定であり、事業者負担については想定していません。そのため、提案内容によって活用できる補助金及び財政措置に応じて、事業費の増減が見込まれます。
9	募集要項	7	第3. 提案する業務内容及び範囲等 2 自由提案枠	補助金活用を前提とした提案について、不採択となった場合の取扱いをご教示ください。	自由提案枠については、市と協議の上認められた場合のみ、予算計上を行うものであり、協議が整わなかった場合は、予算計上を行いません。ただし、その場合でも民間ノウハウ、知的財産には十分留意したうえで適切な対応を行います。
10	募集要項	7	第3. 提案する業務内容及び範囲等 2 自由提案枠	文化広場のデイクャンプ場（バーベキュー場）等の改修に関し、市が想定する最低限の整備水準又は必須条件があればご教示ください。	今回は整備を必須としており、水準については提案者に委ねます。ただし、今回の整備で併せて有料化を検討しているため、収益性の確保については重視しています。
11	募集要項	7	第3. 提案する業務内容及び範囲等 2 自由提案枠	自由提案により整備した設備等について、維持管理費、更新費、修繕費、撤去費の負担区分をご教示ください。	基本的に市の負担となりますので、所有権は市に帰属するものと考えます。 維持管理等については、通常の指定管理料の中に含まれるものとして、積算してください。

12	募集要項	7	第3. 提案する業務内容及び範囲等 2 自由提案枠	指定期間終了時における自由提案設備・備品等の資産帰属及び原状回復の考え方をご教示ください。	同上。
13	募集要項	7	第3. 提案する業務内容及び範囲等 2 自由提案枠	自由提案枠として定められた金額（30,000千円（消費税及び地方消費税を含む））の範囲内で、必要な改修や備品設置等の提案を必須とします。とあり、提案について補助金等財政措置を活用することを前提として、市の負担額の上限10,000千円とします。とあります。こちらは、10,000千円を超える20,000千円は事業者の負担という理解でよろしいでしょうか	自由提案枠については、市の一般財源での負担上限額を10,000千円として、その他は補助金や交付税で賄う形での提案の募集になります。そのため、事業者負担が生じることはありません。補助金等の活用（活用する補助金等は市で検討を行います。）を含めて30,000千円の提案を受付けていますが、提案内容により、どの程度財政措置を受けることができるかに応じて、事業規模の縮小（拡大）を優先交渉者と検討を行います。協議が整った段階で市は自由提案枠の予算を計上します。
14	募集要項	8	第4. 事業収支に関する事項 1 指定管理料	直近年度の指定管理料を ・豊明文化広場 ・体育施設 ・都市公園 ・勅使墓園 以上の施設ごとにご教示ください。	2025年度における施設ごとの指定管理料は次のとおりです。 ①豊明文化広場 10,424,000円 ②体育施設 75,974,000円（体育館分を含む） ③都市公園 115,400,000円 ④勅使墓園 5,600,000円
15	募集要項	8	第4. 事業収支に関する事項 1 指定管理料	修繕料について、年度ごとに金額を定めるとありますが、上限額・下限額及び最低執行額の考え方をご教示ください。また墓園については最低執行額はないとの理解でよろしいでしょうか。	修繕料については、優先交渉権者との協議に基づき、最低執行金額を設定の上、年度協定書に明示します。また、最低執行金額は、勅使墓園とそれ以外の施設の2つに分けて設定する予定としており、市として想定している年間修繕料は、勅使墓園が約330,000円、それ以外の施設（文化広場、体育施設、都市公園）が約12,000,000円を想定しています。また、都市公園においては、公園遊具長寿命化計画に基づいて2027年度および2028年度の2カ年で指定管理者が実施すべき修繕を設定しており、上記の年間修繕料に加えて約19,000,000円の長寿命化対策費用を見込んでいます。
16	募集要項	8	第4. 事業収支に関する事項 1 指定管理料	指定管理料上限額の積算根拠について、可能な範囲で費目別又は施設群別の内訳をご教示ください。	指定管理料上限額の内訳についてはお示しできません。施設群別の内訳については、2025年度の指定管理料を参考にしてください。
17	募集要項	8	第4. 事業収支に関する事項 1 指定管理料	指定管理料の確定は、優先交渉権取得後に提案者の提案による還元及び施設管理の費用を貴市と精査算定した後に、確定するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし募集要項に記載の指定管理料を超える提案は不可とします。
18	募集要項	8	第4. 事業収支に関する事項 1 指定管理料	直近年度の施設運営収入を ・豊明文化広場 ・体育施設 ・都市公園 ・勅使墓園 以上の施設ごとにご教示ください。	2025年度における施設ごとの施設運営収入は次のとおりです。 ①豊明文化広場 219,990円（施設使用料収入、減免分も含む） ②体育施設 10,729,730円（施設使用料収入） ③都市公園 375,100円（テニスコート2箇所の利用料収入） ④勅使墓園 0円
19	募集要項	10	第5. 指定管理者の公募に関する事項 7 指定管理者との協定締結	選定後の協議において、提案内容の修正が可能な範囲についてご教示ください。	公募型プロポーザルの優先交渉権者となるため、提案内容については、審査に大きく関わり、公平性が保てない修正は受け付けることができませんが、交渉によって発生した軽微な修正や、よりサービス向上につながるものであれば柔軟な対応を行います。ただし、公募要項でお示しした指定管理料の上限額を超える修正は不可とします。
20	募集要項	13	第6. 応募に関する事項 3 申請書類 (3) 提案書（様式6～11）	様式6～11の提案書の質問です。文言を変更しなければ様式は変更しても問題ないでしょうか。（例えば、①管理運営方針を⇒□1 管理運営方針にするなど）	問題ありません。
21	募集要項	15	第7. 審査及び選定に関する事項 4 二次審査	プレゼンテーションについて、提出済みの企画提案書を基にPowerPoint等にて別途資料を作成し、説明することは可能でしょうか。	提出済みの企画提案書を基にPowerPoint等にて別途資料を作成し、説明することは可能ですが、提案書以外の内容についての資料の作成については認めません。
22	募集要項	16	第7. 審査及び選定に関する事項 5 審査基準	審査基準の「6 勅使エリア」に記載されている「技術向上とは」何をさしているのでしょうか。スポーツ技術でしょうか。	お見込みのとおりです。利用者のスポーツ技術の向上を指しています。
23	仕様書	4	第1 基本事項 (7) 施設の概要	文化広場の駐車場21台の台数を変更する提案は可能でしょうか。	駐車場増設の提案は可能です。駐車台数を減らすことは認めません。
24	仕様書	5	第1 基本事項 (7) 施設の概要	文化広場のかまど4基の移設や撤去の提案は可能でしょうか。	可能です。自由提案のバーベキュー場整備の中で提案してください。

25	仕様書	5	第1 基本事項 (9) 管理運営体制の確保 ①管理事務所の運営	勅使会館に管理事務所（本部）開設とのことですが、エアコンの修理は2026年度中に対応いただけるのでしょうか。	勅使会館ふれあいホールの空調の稼働に不具合がありますが、更新時期は未定です。
26	仕様書	5	第1 基本事項 (9) 管理運営体制の確保 ①管理事務所の運営	指定管理施設全体の管理運営に係る業務を適切に実施するため、文化広場内の 勅使会館に管理事務所（本部）を開設するとともに、大蔵池公園内の陶芸の館に 管理事務所（サテライト）を開設し、利用者サービスの拠点として運営すること。 とありますが、サテライトにも事業者の職員を配置するのでしょうか。	大蔵池公園内にある陶芸の館については、都市公園67箇所の管理運営を行う拠点として考えておりますので、管理事務所（サテライト）には職員を配置してください。ただし、陶芸の館以外に管理事務所（サテライト）として相応しい場所があれば、事業者の提案により管理事務所（サテライト）の場所を変更することは可能です。
27	仕様書	6	第1 基本事項 (9) 管理運営体制の確保 ②統括責任者及び施設責任者の配置	統括責任者と施設責任者の兼任は可能でしょうか。	統括責任者と施設責任者の兼務は認めません。
28	仕様書	6	第1 基本事項 (9) 管理運営体制の確保 ②統括責任者及び施設責任者の配置	統括責任者、施設責任者、市民協働担当者について、常駐要件の有無、兼務の可否、求める配置形態があればご教示ください。	統括責任者は常駐とし、その他の役職との兼務は認めません。 施設責任者及び市民協働担当者は常駐とし、それぞれの兼務は可能です。
29	仕様書	6	第1 基本事項 (9) 管理運営体制の確保 ②統括責任者及び施設責任者の配置	貴市が「正社員」と表現されているのは、提案者が役務に対して直接報酬を支払っている人材を「正社員」という意味と理解してよろしいでしょうか。	一般的に企業が直接月額で報酬を支払っている社員を正社員と解釈してください。
30	仕様書	6	第1 基本事項 (9) 管理運営体制の確保 ④従事職員の体制	豊明文化広場、体育施設、市内都市公園及び勅使墓園を包括管理するにあたり、市として想定している最低限の人員配置水準があればご教示ください。	市として想定している人員配置水準は次のとおりです。 指定管理施設全般の管理：統括責任者1名 文化広場及び体育施設の管理：施設責任者1名、スタッフ3名 都市公園及び勅使墓園の管理：施設責任者1名、市民協働担当者1名、スタッフ3名
31	仕様書	6	第1 基本事項 (9) 管理運営体制の確保 ④従事職員の体制	現配置職員に関する雇用継続配慮について、市としての考え方があればご教示ください。	現在の指定管理を開始するにあたり現受託者が新たに雇用した職員については、できる限り次期指定管理者が雇用を引き継げるような形が望ましいと考えています。
32	仕様書	7	第2 指定管理者の業務（文化広場編） (1) 市が求める指定管理者の能力・役割 ②適切な維持管理	文化広場内施設及び維持管理に関する業務の対象範囲の図面をお示しください。	別紙1のとおりお示しします。
33	仕様書	7	第2 指定管理者の業務（文化広場編） (2) 管理運営に関する業務	文化広場の運営に関する業務の対象範囲は、「フレンドひまわりの部分以外について、管理運営に関する業務を行うこと。」とされていますが、勅使会館2階について自主事業提案をすることは可能でしょうか。	勅使会館の2階についても提案を行うことは可能です。現在教育委員会が所管する団体が使用していますので、教育委員会との協議のうえ提案に応じた対応を行います。
34	仕様書	9	第2 指定管理者の業務（文化広場編） (3) 維持管理に関する業務 ①施設及び設備の維持管理について	現時点で市が把握している老朽化懸念箇所、大規模修繕予定箇所、更新が近い設備等があればご教示ください。	勅使会館ふれあいホールの空調の稼働に不具合がありますが、更新時期は未定です。勅使会館の非常通報装置が設置後15年経過しているため、2027年度に市のほうで予算を計上し更新予定です。
35	仕様書	9	第2 指定管理者の業務（文化広場編） (3) 維持管理に関する業務 ①施設及び設備の維持管理について	指定期間中に重大な設備更新や高額修繕が必要となった場合、市負担となる条件や協議方法があればご教示ください。	基本的には重大な設備更新や高額修繕が必要となった場合に200万円以上かかる場合は、市の負担となります。
36	仕様書	10	第2 指定管理者の業務（文化広場編） (3) 維持管理に関する業務 ①施設及び設備の維持管理について	警備業務について、現状の機械警備システムはそのまま利用が可能でしょうか。警備会社であればどこでも対応可能なシステムでしょうか。また落合公園の警備システムについて次年度以降の対応予定をご教示ください。	現状の機械警備システムは契約している警備会社に設置してもらっているシステムになります。緊急時の発報先が現契約の警備会社となっていますので、警備会社を変更する場合は、システムの改修が必要になると思われます。また、落合公園の警備システムについては、現在複数回のいたずら発生により、一時的にシステム停止している状況ですが、時期を見て再稼働する予定です。

37	仕様書	13	第3 指定管理者の業務（体育施設編） (2)管理運営に関する業務 ①受託事業に関すること	弓道教室を含むスポーツ教室を年3回実施することとございますが、教室の期間・回数などは事業者の提案という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	仕様書	13	第3 指定管理者の業務（体育施設編） (2)管理運営に関する業務 ③利用形態	窓口の支払いに関して、「キャッシュレス決済の導入を行い、利便性向上に努めること。」とございますが、キャッシュレスの種類は事業者の提案という認識でよろしいでしょうか。	施設予約及びオンラインキャッシュレスについては、愛知県の共同利用システムを活用してください。窓口におけるキャッシュレスについては、今回の指定管理料に機器購入費及び手数料を計上していますので、原則導入することとしてください。種類については、指定管理者の提案で構いません。
39	仕様書	14	第3 指定管理者の業務（体育施設編） (2)管理運営に関する業務 ⑤利用料金の設定	受託事業の受講料について、「額は別途市と協議すること。」とございますが、事業者の提案額が市に認められなかった場合、差額分について指定管理料に反映されますでしょうか。反映されないのであれば、試算条件を明確にいただけないと正確な試算が行えないため、受講料の上限金額等、受講料に関する基準をお示しください。	提案していただいた金額及び積算根拠が妥当である場合に限りませんが、市民負担軽減の観点から受託事業の受講料の提案額を採用できなかった場合につきましては、差額分について指定管理料に反映する予定です。
40	仕様書	14	第3 指定管理者の業務（体育施設編） (2)管理運営に関する業務 ⑥利用料金の減免	利用料金の減免について、「年度当初に市が概算を算出し、指定管理料に含め、年度末に精算を行うこととする。」とございますが、募集要項に記載の指定管理料上限額には含まれていないという認識でよろしいでしょうか。	過去の実績に基づく減免額を反映させううえで上限額を積算しています。
41	仕様書	15	第3 指定管理者の業務（体育施設編） (3)維持管理に関する業務 ①建築物保守管理業務	「指定管理者が行う施設、設備等の修繕料の年間上限額は、年度協定書で定めた金額とし、執行残額が生じた場合は、市に返還すること。」と記載がありますが、基本的には事業者の提案額が年度協定書に反映されるという認識でよろしいでしょうか。 また包括管理での公募という観点から、年間上限額は各施設で設定するのではなく、全施設合算で設定するという認識でよろしいでしょうか。 また、執行残額が生じた場合は、市に返還することの記載がありますが、一方で200万円未満の修繕の年間総額が設定された年間上限額を超える場合は市の予算による執行となるという認識でよろしいでしょうか。	事業者の提案額＝最低執行金額になるとは限りません。優先交渉権者を決定した後、双方協議の上、最低執行金額を設定します。 また、修繕料の最低執行金額は、勅使墓園とそれ以外の施設の2つに分けて設定する予定としています。設定された最低執行金額を超える場合は、執行を翌年度に繰り越すか、必要に応じて当該年度に市の予算において執行する予定です。
42	仕様書	15	第3 指定管理者の業務（体育施設編） (3)維持管理に関する業務 ①建築物保守管理業務	① 建物保守管理業務において、「勅使弓道場の管理は「豊明弓道会」と共同に行うこと。」と記載されていますが、優先交渉権獲得後に協議が可能となる想定として提案を進めてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	仕様書	16	第3 指定管理者の業務（体育施設編） (3) 維持管理に関する業務 ⑧外構、植栽管理業務	外構植栽管理について、「枯損した場合は復元を行う」とありますが、復元とは植え替えを指すのでしょうか。また、適正な維持管理を行っていても個体差や病虫害、自然災害、猛暑等の影響により枯損することはありませんが、その場合も指定管理者負担による復元が必要となるのでしょうか。それとも維持管理上の瑕疵又は管理不備があった場合を想定されているのでしょうか。	お見込みのとおりです。また、維持管理上の瑕疵又は管理不備があった場合を想定しています。
44	仕様書	16	第3 指定管理者の業務（体育施設編） (3) 維持管理に関する業務 ⑧外構、植栽管理業務	外構、植栽管理業務において、「植栽が事業期間内に枯損した場合は、復元を行うこと。」とされていますが、自然災害や異常気象等による枯損の場合には、復元について貴市と協議できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	仕様書	17	第3 指定管理者の業務（体育施設編） (3)維持管理に関する業務 ⑪特定建築物調査報告業務、建築設備検査報告業務、防火設備検査報告業務	体育施設の維持管理業務として、特定建築物調査報告業務、建築設備検査報告業務、防火設備検査報告業務の記載がございますが、どちらの建物を対象としていますでしょうか。 資料7の体育施設維持管理業務一覧には本業務の記載がありませんが、どちらが正しいでしょうか。	資料7が正しいものとなります。
46	仕様書	18	第4 指定管理者の業務（都市公園編） (1) 市が求める指定管理者の能力・役割 ①都市公園の質の向上に資する管理運営	仮称豊明市まちづくりマスタープランは、いつ頃策定予定でしょうか。また、これまでのマスタープランから大きな変更点があればご教示ください。	（仮称）豊明市まちづくりマスタープランは、2027年3月中に策定する予定です。内容については、現在策定中のため、お答えすることはできません。

47	仕様書	18	第4 指定管理者の業務（都市公園編） （1）市が求める指定管理者の能力・役割 ④市民協働の推進	アダプトプログラム登録者と連携・協力し、必要に応じてゴミの回収を行うこととありますが、登録者情報や作業内容の共有などはあるのでしょうか。	必要に応じて登録者情報は共有させていただきます。作業内容は、公園内のゴミ拾いが主な作業になります。公園の環境美化については、管理者だけでなく地元町内会やアダプトプログラム登録者などの協力があって綺麗に保たれている側面がありますので、そういった方々と積極的に連携・協力していただきたいと思います。
48	仕様書	18	第4 指定管理者の業務（都市公園編） （1）市が求める指定管理者の能力・役割 ⑤市内事業者の活用	豊明市シルバー人材センターの活用とのことですが、会員登録の減少や高齢化が進んでいると聞いています。真夏や真冬の屋外作業なども依頼できるのでしょうか。また必要人数の確保は可能でしょうか。	豊明市シルバー人材センターの活用については、相手方との交渉により対応可能な範囲内で活用を検討してください。
49	仕様書	20	第4 指定管理者の業務（都市公園編） （2）管理運営に関する業務 ⑤公園ボランティア等との連携協力（市民協働の推進）	「公園内で花いっぱい運動を実施している行政区と連携・協力すること」とありますが、具体的にはどのような連携・協力を行うのでしょうか。	花いっぱい運動は、公園や道路の環境美化を目的として行政区が主体となって花壇やプランター管理を行っている取り組みになります。公園内においては、花いっぱい運動の活動のために市が花壇整備を行っている公園もありますので、公園施設の一部である花壇の修繕等について、行政区と連携・協力しながら対応してください。
50	仕様書	21	第4 指定管理者の業務（都市公園編） （2）管理運営に関する業務 ⑥施設予約業務	テニスコート2箇所の利用料金徴収について、現在福祉体育館でもテニスコートの利用料金徴収を行っておりますが、福祉体育館での料金徴収業務は今後も継続されるのでしょうか。または、「管理事務所窓口」と「券売機」のみでの利用料金徴収となるのでしょうか。福祉体育館での料金徴収が継続される場合、「テニスコートの利用料金については、指定管理者の収入とする。」とございますが、収受した利用料金はどのような取扱いになるのかご教示ください。	落合公園及び西川公園のテニスコートの料金徴収については、福祉体育館ではなく管理事務所（本部・サテライト）での徴収となります。
51	仕様書	21	第4 指定管理者の業務（都市公園編） （2）管理運営に関する業務 ⑦公園内行為の許可等に関する受付及び案内業務	行為許可について、過去3年間の一覧と許可・不許可の判断基準をご教示ください。	別紙2のとおり過去3年間の公園内行為許可の一覧をお示しします。 なお、許可・不許可の判断につきましては、豊明市都市公園条例第5条で定められています。
52	仕様書	22	第4 指定管理者の業務（都市公園編） （3）維持管理に関する業務 ④花壇管理	行政区による花いっぱい運動により管理する花壇については、関係者と連携協力して適切に管理することとあります。特に行政区による花いっぱい運動等は公園外の活動になると理解していますが、指定管理者としてどのような関与や役割を想定されているのかご教示ください。	公園内で花いっぱい運動の活動をしている行政区は、坂部区（椎池公園）、大久伝区（新田公園、大久伝公園）、中島区（中島公園、みなみやま公園、中ノ割公園）、二村台2区（池浦公園）、二村台4区（森裏公園）、西川区（西川公園、横井公園、えびす公園、長田公園、笹原公園）、落合区（山ノ神公園）の計7区14公園となります。 指定管理者として、公園の環境美化を目的として活動している団体と積極的に連携・協力することにより、より良い公園づくりを目指してほしいと考えています。
53	仕様書	24	第4 指定管理者の業務（都市公園編） （3）維持管理に関する業務 ⑫公園施設の更新・修繕等	公園遊具長寿命化計画に位置付けられている遊具のうち、指定期間中に修繕・更新を予定している案件一覧、概算金額、実施時期をご開示ください。	公園遊具長寿命化計画に基づいて指定管理者が実施すべき遊具の修繕・更新対象リストは、別紙3のとおりです。 なお、概算金額としては約1,900万円を見込んでおり、2027年度および2028年度の2カ年で完了していただくことを想定しています。
54	仕様書	24	第4 指定管理者の業務（都市公園編） （3）維持管理に関する業務 ⑭グリーンフェスタ	グリーンフェスタにかかるテント設営や警備員の動員等について、県補助金の金額、上限額、申請主体及び申請方法をご教示ください。	グリーンフェスタにかかる県補助金の申請主体は市となりますが、本イベントを開催する上で必要な経費については指定管理者が積算してください。現時点で県補助金の上限はお示しすることができませんが、2025年度の実績額としては2,346,000万円の補助を受けています。
55	仕様書	25	第4 指定管理者の業務（都市公園編） （4）自主事業に関する業務 ①留意事項	都市公園条例に定める使用料を支払う場合はどのような事案でしょうか。	公園設置の目的外となる場合には使用料を徴収する想定としています。
56	仕様書	26	第5 指定管理者の業務（勅使墓園編） （2）管理運営に関する業務 ①利用者等対応・利用案内・接遇	「常に市民本位の観点から案内業務にあたり、好感が持てる接遇に努めること」とありますが、ここという案内業務とはどのような業務を指し示しているのでしょうか。	利用者へのサービスの充実、その内容の情報発信、また利用者からの不満や要望を丁寧に聞き取り、解決策に向けて迅速に対応することを示しています。

57	仕様書	27	第5 指定管理者の業務（勅使墓園編） (3) 維持管理に関する業務 ①除草清掃	「墓所内の雑草は根ごと除去し」とありますが、現実的には難しいと思われます。どの程度の管理水準を求めているのかご教示ください。	可能な範囲で除去していただくようお願いします。
58	仕様書	27	第5 指定管理者の業務（勅使墓園編） (3) 維持管理に関する業務 ①除草清掃	使用許可済みの空き地とは個人が所有している墓所ではないでしょうか。指定管理料で維持管理する考え方についてご教示ください。	基本的に使用権者が管理することであり、非常に繁茂している場合（機械作業が困難な程度）は環境課にて指導文書を送るなどの対応しておりますが、使用権者が対応困難な場合、指定管理者の負担で対応してください。
59	仕様書	30	第6 協定に関する事項 (4) リスク分担の考え方	リスク分担の運営費上昇について、「賃金上昇分のうち±1%の範囲を超える場合」に市の負担となっておりますが、当該リスク分担について事業者リスクを適切に判断するため詳細な考え方をご教示ください。 ・賃金上昇と判断する指標については何を用いるのかご教示ください。（例 常勤職員：人事院民間給与実態調査における2026年度からの変動率、非常勤職員：愛知県最低賃金における2026年度からの変動率） ・賃金上昇の基準については事業者が提案する当該年度予算に対して1%の範囲内は指定管理者のリスクとして見込む必要があるが、1%以上を超える額については豊明市から補填いただけるという認識でよろしいでしょうか。 ・1%以上下回る場合にも清算が必要なのか、また必要な場合にはどのような基準で清算を行うのか考え方をご教示ください。	賃金スライドについては、常勤職員については、民間給与実態調査、非常勤職員については愛知県の最低賃金を変動率を採用します。変動分については±1%までは、民間事業者のリスク（インセンティブ）として見込み、1%を超える部分については翌年度の指定管理料で市が補填し、1%下回る部分については、市に返還していただくことになります。
60	仕様書	30	第6 協定に関する事項 (4) リスク分担の考え方	リスク分担の運営費上昇について、「光熱水費上昇分のうち5%の範囲を超える場合」市の負担となっておりますが、当該リスク分担について事業者リスクを適切に判断するため詳細な考え方をご教示ください。 こちらは実績額が、事業者が提案する当該年度予算に対して5%の範囲内は指定管理者のリスクとして見込む必要があるが、5%以上超えてしまった額については豊明市より補填いただけるという認識でよろしかったでしょうか。 また、記載文章を読み解く限り、事業者努力等によって実績額が当該年度予算に対して下回った場合については清算不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	仕様書	30	第6 協定に関する事項 (4) リスク分担の考え方	「豊明市以外の要因による運営費用の増大」、賃金・光熱水費以外の「物価上昇」は指定管理者の負担とされていますが、近年の国際情勢やサプライチェーンの寸断等、指定管理者の経営努力だけでは予測・回避不可能な外部要因による急激なコスト増（修繕費・委託料等）をすべて指定管理者が負うことは、安定的な施設運営やサービス維持に支障をきたす恐れがあります。 このような予測不能で経営努力で吸収しきれない著しい運営費の増加が生じた場合は、指定管理者の一律負担とせず、「市との協議対象」とし「市との協議の上、指定管理料を変更できる。」と規定を見直していただけないでしょうか。	リスク分担欄外に今回「※ 本表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲と乙が協議の上、リスク分担を定める。」の文言を追記しています。一律に物価上昇を市のリスク、または協議事項とすると、事業者の企業努力が働かず、当該標記のみにとどめています。ただし、物価上昇を含め不測の自体については協議に応じるよう定めていますので、ご理解ください。
62	仕様書	30	第6 協定に関する事項 (4) リスク分担の考え方	リスク分担の施設損傷について、修繕料が1件あたり200万円（税込）を超えない場合、指定管理者が負担とございますが、前回公募時は50万円が上限となっております。正確に積算を行うため、過去3年間の50万円以上200万円以下で市が文化広場、体育施設、都市公園、勅使墓園それぞれの施設で行った修繕の項目・金額について開示いただけないでしょうか。	別紙4のとおり回答します。
63	仕様書	30	第6 協定に関する事項 (4) リスク分担の考え方	賃金上昇分のうち±1%を超える場合の基準は、いつのどのデータによるものか、どの時点で判断し、その後どのような手続き及び指定管理料への反映が行われるのか具体的にご教示ください。また、光熱水費上昇分のうち±5%を超える場合の基準は、いつのどのデータによるものか、どの時点で判断し、その後どのような手続き及び指定管理料への反映が行われるのか具体的にご教示ください。	人件費については、直近の民間給与実態調査及び県の最低賃金等を参考に指標の決定を行います。その後1%を超える部分については、翌年度の指定管理料に上乗せを行うスライド方式を採用する予定です。また、光熱水費については、5%を超える部分についても翌年度の指定管理料に上乗せする想定ですが、年度末清算とするかについては、優先交渉権者との協議で決定します。
64	仕様書	34	第8 その他 (3) 保険の加入	市が加入する建物総合損害共済の対象施設が限定列挙されていますが、記載のない施設・設備に係る建物損害リスクの負担区分をご教示ください。	記載のない施設・設備に係る建物損害リスクは、原則市のリスクとなります。
65	仕様書	35	第8 その他 (5) 再委託③	市内業者を活用しない場合は理由を書面にて提出とありますが、その書式は自由でしょうか。また活用を希望しても受託いただけない場合も理由書提出が必要でしょうか。	理由書は任意様式で構いません。また、市内業者の活用を希望しても受託いただけなかった場合についても、その旨を理由書に記載して提出してください。
66	仕様書	36	第8 その他 (8) 指定管理期間満了にあたっての引継ぎ	現在契約中の警備業務、清掃業務、設備保守管理業務等について、引継ぎ可能な契約があればご教示ください。	現受託者との交渉の上、必要な範囲で引継ぎを行ってください。

67	仕様書	37	第8 その他 (9) 留意事項 ⑤市の行事等への協力及び地域社会・関係団体との連携	「市の主催又は共催する行事等については、可能な限り協力すること。また、適宜、関係団体やサークル、ボランティア団体等との連携調整を図ること。自治会などが各施設で実施する行事については、可能な限り協力すること。」とありますが、具体的にはどのような連携・協力を想定されているのでしょうか。	市の主催や共催による各種イベントや自治会、関係団体等が指定管理施設を利用する場合は、優先的な施設利用を認めるなど、関係者と協力の上、必要な対応をしていただくようお願いいたします。また関係者と密に連携調整を図ることにより、円滑な事務手続きを進めてください。
68	その他	—	資料2 豊明市都市公園一覧表及び施設概要	資料2の色付けの意味をご教授ください。	次のとおり公園区分の違いで色分けしています。 着色なし：街区公園 オレンジ：近隣公園 黄：特殊公園 青：広場公園 緑：都市緑地
69	その他	—	資料3 文化広場施設設備維持管理業務一覧	資料3に記載の業務について、現指定管理者が再委託している各業務の委託先企業名及び委託費をご教示ください。	現指定管理者が再委託している委託先企業や委託費については、現受託者のノウハウの一部に該当する可能性があるため、非公開とします。そのため、指定管理者制度に移行する前の2014年度に市が発注した委託先の実績を別紙5のとおりお示ししますので、参考としてください。なお、委託費にあたっては、物価高騰や人件費上昇の影響もありますので、各業者に見積りを取るなど、適正な金額を計上してください。
70	その他	—	資料4 都市公園維持管理業務管理水準書	資料4に記載の各維持管理業務について、現指定管理者が再委託している各業務の委託先企業名及び委託費をご教示ください。	現指定管理者が再委託している委託先企業や委託費については、現受託者のノウハウの一部に該当する可能性があるため、非公開とします。そのため、指定管理者制度に移行する前の2021年度に市が発注した委託先の実績を別紙6のとおりお示ししますので、参考としてください。なお、委託費にあたっては、物価高騰や人件費上昇の影響もありますので、各業者に見積りを取るなど、適正な金額を計上してください。
71	その他	—	資料7 体育施設維持管理業務一覧	資料7に記載の各業務について、現指定管理者が再委託している各業務の委託先企業名及び委託費をご教示ください。	現指定管理者が再委託している委託先企業や委託費については、現受託者のノウハウの一部に該当する可能性があるため、非公開とします。そのため、指定管理者制度に移行する前の2013年度に市が発注した委託先の実績を別紙7のとおりお示しますので、参考としてください。なお、委託費にあたっては、物価高騰や人件費上昇の影響もありますので、各業者に見積りを取るなど、適正な金額を計上してください。
72	その他	—	資料7 体育施設維持管理業務一覧	空調設備保守点検業務について、どちらの空調設備となりますでしょうか。設置場所、設備の種類、数量、能力等ご教示ください。	勅使会館の空調になります。資料3と重なる部分となっています。空調の設置場所、設備の種類、数量、能力等は別紙8のとおり回答します。
73	その他	—	様式6-A、様式6-B 収支予算書、収支内訳書	リスク分担表に賃金上昇時のリスク分担について記載がありますが、収支予算書、収支内訳書の人件費は2027年度を基準に毎年度同額を計上するという認識でよろしいでしょうか。賃金スライド制度導入に伴う収支予算書、収支内訳書の記載ルールについてご教示ください。	お見込みのとおりです。賃金スライドについては、最新の人件費変動率を加味したうえで2027年度から毎年度同額で積算を行っています。
74	その他	—	—	勅使会館の敷地に、作業用の倉庫（物置等）を設置することは可能でしょうか。	規制の範囲内で設置可能です。ただし、設置費用については、指定管理者の負担で行ってください。
75	その他	—	—	沓掛城址公園の詰所（旧ホテル資料館）は、現指定管理者が使用していますが、そのまま利用できますか。	次期指定管理期間においては、沓掛城址公園の詰所（旧ホテル資料館）の利用は認めません。